

聖徳中学校屋内運動場防水等修繕改修工事に係る調査・設計業務委託特記仕様書

I 目 的

本業務は、聖徳中学校屋内運動場の防水等修繕改修工事を行うことにより、屋内運動場の雨漏り等を防止し、建物の耐久性と安全性を確保するとともに、教育活動や避難所機能を継続的に維持することを目的とする修繕改修設計業務を行うものである。

II 業務概要

1. 委託番号・名称

- (1) 委 託 番 号 令和8年度 第211号
- (2) 委 託 名 称 聖徳中学校屋内運動場防水等修繕改修工事に係る調査・設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施 設 名 称 聖徳中学校屋内運動場
- (2) 敷地の場所 明日香村大字野口 105 番地
- (3) 施 設 用 途 学校教育施設
- (4) 防水改修部分 聖徳中学校 屋内運動場 陸屋根部分 約 500 m²
- (5) その他改修部分 軒天：吹き付やり替え等
トユ：軒トユ清掃、落とし口交換、縦トユ交換
雨水排水経路：側溝、会所マス清掃
土砂流出部：盛土等の対策検討
その他：調査の結果改修が必要であると認められる部分

3. 履行期限

履行期限は、契約日から令和9年3月12日（金）までとする。

4. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。
「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 聖徳中学校 約 19,000 m²
- b. 用途地域及び地区の指定 市街化調整区域 建ぺい率 40% 容積率 200%
第2種歴史的風土保存地区 第3種風致地区

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 聖徳中学校 屋内運動場
建築面積 1,256.7 m² 延べ床面積 1,346 m²
- b. 主要構造 聖徳中学校 鉄筋コンクリート造2階建て(一部鉄骨造)

(3) 業務概要

- 聖徳中学校屋内運動場防水等改修設計業務委託一式
(・計画書作成業務 ・実施設計業務 ・積算業務 ・各種申請手続き業務)

Ⅲ 設計業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「奈良県建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

○実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図伝達業務を除く。）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図伝達業務を除く。）
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図伝達業務を除く。）
- ・ 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図伝達業務を除く。）

(2) 追加業務の内容及び範囲

・ 検討業務

○計画案作成（概算事業費・イニシャルコスト・ランニングコスト・積算業務）

○建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

○電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

○機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）

・ 透視図作成

〔種類（外観・内観パース） 判の大きさ（A3） 枚数（2） 額の有無（有） 材質（-）〕

・ 模型製作

〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕

・ 模型の写真撮影

〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕

・ 建築確認申請、開発行為事前協議申請、都市計画法に基づく許可申請、歴史的風土保存地区許可申請、風致地区許可申請、景観法に係る届出、埋蔵文化財発掘届出等手続き業務

（各許可申請等の手数料・印紙代等の納付を含む。）

・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務

・ 古都風致審議会に諮る必要が生じた場合の審議会資料作成業務

・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務

○省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

○リサイクル計画書の作成

・ 建築物の利用に関する説明書の作成

・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

・ アスベスト、PCB 等有害物質の有無に関する調査及び報告書の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務は別紙に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

(3) 提出書類

※業務実績情報の登録の要否

・**要**

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

※不要

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、総合評価方式、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合、または、施工体制確認調査を経て業務を受注した場合は、それぞれの手続き時に提出した様式を業務計画書の内容に代えることができる。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、建築設計等業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、建築設計等業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- (d) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、競争入札参加確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

○建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士又は第3項に規定する二級建築士

- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は同法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士、同法第2条第3項に規定する二級建築士及び同法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者のいずれか

(6) 貸与資料等

(a) 既存設計図書等

○有り

(b) 既存資料

・無し

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

(a) 1 業務着手時 1 現場確認打ち合わせ 1 実施設計着手前 1 中間打ち合わせ

1 数量積算着手前 1 成果品取りまとめ

(b) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

- ・設計条件を整理し、法令及び電気、水道、下水、ガス等の基本設計に必要な範囲で関係機関と打ち合わせした上で基本設計の方針を策定し、建築主へ説明する段階。
- ・基本設計内容を建築主へ説明する段階。（意匠、構造）
- ・設計条件を整理し、法令及び電気、水道、下水、ガス等の実施設計に必要な範囲で関係機関と打ち合わせした上で実施設計方針を策定し、建築主へ説明する段階
- ・実施設計内容の建築主へ説明する段階
- ・アスベスト除去等の処理に関する事項が策定された段階
- ・その他、調査職員又は管理技術者が特に必要と認めた時

⊗協議を行った都度

(c) その他（ ）

(8) その他、業務に係る条件等

(a) 成果物の取り扱いについて

提出されたC A Dデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(b) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、明日香村が行う事務並びに明日香村が認めた公的機関の広報に無償で使用する
ことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、
この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物、提出部数等

実施設計

成果物等	正本/原 図	副本/白 焼	製本 形態	適用
a. 共通事項 ① 関係法令チェックリスト ① 建基法、消防法等提出図書 ① 諸官庁等届出書類 ① 打合せ記録 ① 起案用設計図書 ・ 現場説明用図書 (PDF形式CADデータ) ① 設計図等のCADデータ ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	1部 1部 1部 1部 1部 1部		CD-R等にて提出 CD-R等にて提出
b. 建築（総合） ① 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） ・ () ・ ()	各 1 部	1部		
c. 建築（構造） ・ 建築（構造）設計図	各 1 部	1部		

	図	焼	形態	
e. 機械設備				※空調設備設計 ・改修工事に必要な物を作成(設計時に協議、指示します)
○ 空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図	各 1 部	1部		
○ 給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 屋外設備図	各 1 部	1部		
・ ホイストクレーン設備設計図 ホイストクレーン設備図 搬送機設備図	各1部	1部		
・ 空気調和設備設計計算書	各1部	1部		
・ 給排水衛生設備設計計算書	各1部	1部		
・ ホイストクレーン設備設計計算書	各1部	1部		
・ ()				
・ ()				

成果物等	正本/原図	副本/白焼	製本形態	適用
f. 建築積算 ○ 建築工事積算数量算出書 ○ 建築工事積算数量調書 ○ 見積書等関係資料 ○ 工事費概算書 ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	1部 1部 1部 1部		CD-R等にて提出

g. 電気設備積算				
○ 電気設備工事積算数量算出書	各 1 部	1部		CD-R等にて提出
○ 電気設備工事積算数量調書	各 1 部	1部		
○ 見積書等関係資料	各 1 部	1部		
○ 工事費概算書	各 1 部	1部		
・ ()				
h. 機械設備積算				
○ 機械設備工事積算数量算出書	各 1 部	1部		CD-R等にて提出
○ 機械設備工事積算数量調書	各 1 部	1部		
○ 見積書等関係資料	各 1 部	1部		
・ 工事費概算書	各 1 部	1部		
・ ()				
i. そ の 他				
・ 透視図	各 1 部	1部		
・ 模型				
・ 模型の写真				
・ 防災計画書				
○ 省エネルギー関係計算書	各 1 部	1部		
○ リサイクル計画書	各 1 部	1部		
・ 施設使用条件書				
・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)				
・ アスベスト含有建材チェックリスト	各 1 部	1部		
・ 特別管理産業廃棄物等 チェックリスト	各 1 部	1部		
・ ()				
j. 資 料				
○ 各種技術資料	各 1 部	1部		CD-R等にて提出
・ 構造計算データ	各 1 部	1部		
○ 各記録書	各 1 部	1部		
・ ()				
・ ()				
・ ()				

(注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 実施設計の成果物の中に含めることができる。

: その他調査職員の指示によるものを成果物として提出する。

: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

4. その他の留意事項

(1) 工事費概算書の作成

※基本設計にかかる概算書の作成については、工事種別毎の概数を算出し、建設物価、積算資料等の活用、見積書の徴収等により、積算するものとする。

※基本設計にかかる概算書の作成については、「Microsoft Excel for Windows」を用いるものとする。なお、書式等については、あらかじめ、調査職員の承諾を受けるものとする。

○実施設計における概算書の作成については、「Microsoft Excel for Windows」を用いるものとする。なお、書式等については、あらかじめ、調査職員の承諾を受けるものとする。

・実施設計における概算書の作成については、「営繕積算システム（R I B C）（建設大臣官房官庁営繕部監修、（財）建築コスト管理システム研究所）」を用いるものとする。単価については、単価コードF Dを貸与するので、当該F Dを用いて、単価コードを入力する。なお、見積の必要なものについては、調査職員の指示等により入力するものとする。

※実施設計における概算書の作成については、適用基準のうち、積算に係る基準に基づき行うものとする。

(2) 原図用紙

※設計図の用紙は、原則として普通紙（A 2 版）とする。

※計算書の用紙は、原則としてA 4 版とする。

(3) 関係法令等手続き

※関係法令等手続きにより図面の修正が生じた場合、図面の修正を行うこと。

(4) その他

・既存建築物等について、アスベスト、P C B 等有害物質の有無を調査すること。

調査箇所は、工事範囲すべてとし、調査方法は、既存設計図書による使用部品、部材の確認調査及び目視による現場調査（製品、製造所及び型式等の確認）により、有害物質の有無の確認を行うこととする。また、調査により、本工事において撤去する部材等に有害物質が含まれていることが確認された場合は、営繕課制定の「アスベスト含有建材、特別管理産業廃棄物等の標記要領」に従って図示すること。

なお、アスベスト、P C B 等有害物質とは、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」平成 1 8 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づく特別管理産業廃棄物等（特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物）とアスベスト含有建材を示すものとする。